

4. がん診療連携拠点病院の指定要件について

	区分	指定要件の充足状況
1. 診療体制		
(1) 診療機能		
① 各医療機関が専門とする分野	A	別紙4
ア 集学的治療の実施	A	別紙4
イ 各学会の診療ガイドラインに準ずる標準的治療並びに応用治療の実施	A	別紙4
ウ クリティカルパスの整備	B	#
② 我が国に多いがん(肺がん、胃がん、大腸がん及び乳がん)について	A	別紙4
ア 集学的治療の実施	A	別紙4
イ 各学会の診療ガイドラインに準ずる標準的治療並びに応用治療を行う体制、又は連携によって対応できる体制の確保	A	別紙4
ウ セカンドオピニオンを提示する機能を有するか、又は施設間連携によって対応できる体制の確保	A	別紙4
③ 緩和医療の提供体制		
ア 医師、看護師、医療心理に携わる者等を含めたチームによる緩和医療の提供体制の確保 緩和ケアチームの構成、メンバーの職種が分かる資料を添付すること。	A	別紙5
イ 当該チームによる緩和医療が、対象患者が退院した後も必要に応じて外来等において継続され得る体制の確保 緩和ケアチームが、過去3ヶ月に新規に診療依頼を受けたケースについて、別紙6に記載して提出すること	A	別紙5
ウ 地域において、かかりつけ医を中心とした緩和医療の提供体制が確保されている	A	別紙7
エ かかりつけ医とともに院内外で共同診療を行い、早い段階からの緩和医療の導入	B	別紙7
オ かかりつけ医の協力・連携を得て、退院後の緩和計画を含めた早期退院計画の策定	A	別紙7
④ 地域医療機関への診療支援や病棟連携・病診連携の体制		別紙8
ア 地域の医療機関からの紹介患者の受け入れ(平成 年)	A	件
イ 患者の状態に適した医療機関への逆紹介の実施(平成 年)	A	件
ウ 院内外の医師が相互に症例相談・診断依頼を行う連携体制の確保	A	別紙8
エ 地域の医療機関の求めに応じて、がん患者の共同診療計画作成等に関する支援	A	別紙8
オ 地域連携クリティカルパスの整備	B	#
(2) 診療従事者		
① 専門的ながん医療に携わる医師の配置		
ア 抗がん剤治療に関する専門的知識を有する医師の配置(1人以上)、又は他の医療機関から協力を得られる体制の確保	A	別紙9
イ 病理診断医の配置(1人以上)、又は他の医療機関から協力を得られる体制の確保	A	別紙9
ウ 放射線診断・治療に関する専門的知識を有する医師の配置(1人以上)、又は他の医療機関から協力を得られる体制の確保	A	別紙9
エ 院内のがん診療に係るチーム(カンサーボードやカンファレンス、委員会等の組織でも可)のメンバー(職種等)が分かる資料を提出すること		別紙10
② 専門的な医療に携わるコメディカルスタッフの配置		
ア がん薬物療法に精通した薬剤師の配置(1人以上)	B	別紙9
イ がん化学療法看護等がんの専門看護に精通した看護師の配置(1人以上)	B	別紙9
ウ 医療心理に携わる専任者の配置(1人以上)	B	別紙9
エ 診療録管理に携わる専任者の配置(1人以上)	A	別紙9
オ 放射線治療を専門とする分野に掲げる場合、専ら放射線治療に従事する診療放射線技師の配置	A	別紙9
③ 勤務環境		
ア 全ての医療スタッフがその診療能力を十分発揮できる勤務環境の整備	A	別紙11
イ 各診療科を包含する医師控室等の設置	B	#
④ 専門的ながん医療に携わる医師の専門性や活動実績等の定期的評価・改善	A	別紙12
(3) 医療施設		
① 専門的治療室の設置		
ア 集中治療室の設置	B	#
イ 白血病を専門とする分野に掲げる場合、無菌室の設置	A	#
ウ 外来抗がん剤治療室の設置	B	#
エ 放射線治療を専門とする分野に掲げる場合、放射線治療装置の設置	A	#
放射線治療装置の操作・保守に精通した者の配置又は他の医療機関からの協力体制の確保	B	#
② 禁煙対策の推進		
ア 施設内禁煙等たばこ対策についての取り組み	A	#
イ 「ニコチン依存症管理料」の届出施設となっている。	-	#
ウ その他の禁煙外来等実施している。	-	#
エ 敷地内禁煙を実施している	-	#
2. 研修体制		
(1) 研修 主に地域のかかりつけ医等を対象とした、早期診断、緩和医療等に関する研修の実施	A	別紙13
(2) カンファレンス 地域がん診療連携拠点病院内外の講師による公開カンファレンスの定期的開催	A	別紙13
3. 情報提供体制		
<相談支援体制>		
① 相談支援センターの設置	A	#
ア 当該部門に専任者を1人以上の配置(組織・体制、専任者の職種、人数等)	A	別紙14
イ 当該部門は院内外の医療従事者の協力を得て、患者、家族及び地域の医療機関や患者からの相談等に対応する体制を整備しているか	A	別紙14
ウ 利用方法		
a 予約 1要 / 2不要	-	#
b 利用条件 1 院内患者に限る / 2 地域住民に限る / 3 特になし / 4 その他	-	#
※「4 その他」の場合、具体的な条件を記載すること		

c 利用料金 1無料 / 2有料	-		#
※「2 有料」の場合の料金			円
d 時間制限 1なし / 2あり	-		#
※ありの場合の制限時間(単位)			時間
e 相談件数 ※がんに関する相談に限る。	-	年間	件
(期間:1年間) ※相談支援センター開設から1年に満たない場合は期間を記載すること			
f 相談窓口			

名称	
HPアドレス	
対応時間	
電話番号	
FAX番号	
e-mail	

<診療に係る情報>

② 我が国に多いがん以外のがんについて、集学的治療及び各学会の診療ガイドラインに準ずる標準的治療並びに応用治療を行っている場合は、その疾患名の広報

A

○ 実施している場合の広報手段

1.ホームページ

URL:

2.広報誌

3.院内掲示

4.パンフレット

5.その他

その他 (具体的に)

<臨床研究・治験に関して>

③ 臨床研究を実施している場合、進行中の臨床研究の進捗状況及び過去の臨床研究の成果の広報

B

○ 実施している場合の広報手段

1.ホームページ

URL:

2.広報誌

3.院内掲示

4.パンフレット

5.その他

その他 (具体的に)

④ 参加中の治験がある場合、その対象疾患名及び薬剤名等を広報しているか

B

○ 実施している場合の広報手段

1.ホームページ

URL:

2.広報誌

3.院内掲示

4.パンフレット

5.その他

その他 (具体的に)

⑤ 院内で実施の臨床研究・治験に関して、問い合わせに対応するなど院内で情報を集約する担当について記載すること。

担当係	
HPアドレス	
電話番号	
FAX番号	
e-mail	

<院内がん登録に関して>

⑥ 院内がん登録の実施(標準様式に基づかない場合も含む。)

A

※用いている登録様式を添付してください。

別紙15

医療法第4条の2に基づく特定機能病院にあっては、以下についても記載

4 特定機能病院をがん診療連携拠点病院に指定する場合の指定要件

(1) 複数種類の腫瘍に対する抗がん剤治療を行う機能を有する部門(腫瘍センター等)の設置

① 腫瘍センター等の設置(名称、体制・組織等)

A

ア 専任の長の配置

別紙16

イ 地域のがん診療連携拠点病院の医師等に対する研修

別紙16

ウ 腫瘍センターの機能 ※下記の該当する方に○を記載

(ア) 腫瘍センターの医師が、外来においては自ら化学療法を処方し、入院患者については他科からコンサルトを受けたり、化学療法を必要とする患者の主治医となる機能を有している。

(イ) 腫瘍センターに所属しない他科の主治医が処方した化学療法のみを行う「外来化学療法センター」である。

(2) 他のがん診療連携拠点病院への診療支援を行う医師の派遣に対する積極的な取組

A

別紙16

都道府県がん診療拠点病院にあっては、以下についても記載

5 都道府県がん診療拠点病院の場合の指定要件

(1) 主に地域がん診療拠点病院で専門的ながん医療を行う医師・薬剤師・看護師等を対象とした研修の実施

A

別紙17

(2) 地域がん診療拠点病院等に対する情報提供、症例相談及び診療支援体制の整備

A

別紙17

(3) 都道府県がん診療連携協議会の設置

A

#

保有する放射線診療機器の一覧

病院名

種類	メーカー	機種名	導入年月日	備考(性能など)
(例) CT	○社	ABC-12	1999.10.1	8列
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				

診療機能(専門分野等)

病院名

がんに係る医師の専門分野・経歴について記載されているURL

がんに係る診療実績(手術、放射線治療、化学療法等の件数など)について記載されているURL

がんに係る連携可能な医療機関について記載されているURL

【診療機能—専門分野(部位別)】 ※我が国に多いがん

対象疾患	専門	治療内容	対応状況	使用しているガイドライン等	備考
肺がん・縦隔腫瘍		手術			
		化学療法			
		放射線療法			
		集学的治療			
		セカンドオピニオンへの対応			
胃がん・胃腫瘍		手術			
		内視鏡的粘膜切除術(EMR)			
		化学療法			
		集学的治療			
		セカンドオピニオンへの対応			
大腸がん・大腸腫瘍		手術			
		内視鏡的粘膜切除術(EMR)			
		化学療法			
		集学的治療			
		セカンドオピニオンへの対応			
肝がん・肝腫瘍		手術			
		化学療法			
		穿刺療法(PEI/RFA)			
		肝動脈塞栓術(TAE)			
		集学的治療			
		セカンドオピニオンへの対応			
乳がん・乳腺腫瘍		手術			
		化学療法			
		放射線療法			
		集学的治療			
		セカンドオピニオンへの対応			

(注)「対応状況」欄は下記により記載すること。

- ◎:院内専門医等による対応
- :院内で対応が可能
- △:院外との連携での対応

【診療機能—専門分野(部位別)】 ※主ながん

対象疾患	専門	治療内容	対応状況	使用しているガイドライン等	備考
食道がん		手術			
		内視鏡的粘膜切除術(EMR)			
		化学療法			
		放射線化学療法			
		集学的治療			
		セカンドオピニオンへの対応			
膵がん・膵腫瘍		手術			
		化学療法			
		放射線化学療法			
		集学的治療			
		セカンドオピニオンへの対応			
前立腺がん		手術			
		化学療法(ホルモン療法)			
		放射線療法(組織内照射)			
		放射線療法(外照射)			
		集学的治療			
		セカンドオピニオンへの対応			
膀胱がん		手術(膀胱全摘)			
		経尿道的膀胱腫瘍切除(TUR)			
		化学療法			
		集学的治療			
		セカンドオピニオンへの対応			
腎がん		手術			
		化学療法			
		集学的治療			
		セカンドオピニオンへの対応			
子宮がん		手術			
		化学療法			
		放射線療法			
		集学的治療			
		セカンドオピニオンへの対応			
小児腫瘍		化学療法			
		手術			
		集学的治療			
		セカンドオピニオンへの対応			
頭頸部腫瘍		手術			
		化学療法			
		放射線療法			
		集学的治療			
		セカンドオピニオンへの対応			
血液腫瘍 (白血病、 リンパ腫など)		化学療法			
		移植			
		集学的治療			
		セカンドオピニオンへの対応			
		無菌室の設置の有無(病床数)			

(注)「対応状況」欄は下記により記載すること。

◎:院内専門医等による対応

○:院内で対応が可能

△:院外との連携での対応

【診療機能—専門分野(部位別)】 ※その他のがん

対象疾患	専門	治療内容	対応状況	使用しているガイドライン等	備考
脳腫瘍		手術			
		化学療法			
		放射線療法			
		集学的治療			
		セカンドオピニオンへの対応			
骨軟部腫瘍		手術			
		化学療法			
		放射線療法			
		集学的治療			
		セカンドオピニオンへの対応			
皮膚腫瘍		手術			
		化学療法			
		集学的治療			
		セカンドオピニオンへの対応			
胆嚢がん・胆管がん		手術			
		化学療法			
		集学的治療			
		セカンドオピニオンへの対応			
尿路がん		手術			
		化学療法			
		集学的治療			
		セカンドオピニオンへの対応			
精巣がん		手術			
		化学療法			
		放射線療法			
		集学的治療			
		セカンドオピニオンへの対応			
卵巣がん		手術			
		化学療法			
		放射線療法			
		集学的治療			
		セカンドオピニオンへの対応			
原発不明がん		化学療法			
		集学的治療			
		セカンドオピニオンへの対応			
性腺外胚細胞腫瘍		化学療法			
		集学的治療			
		セカンドオピニオンへの対応			
眼腫瘍		手術			
		眼動注			
		集学的治療			
		セカンドオピニオンへの対応			

(注)「対応状況」欄は下記により記載すること。

◎:院内専門医等による対応

○:院内で対応が可能

△:院外との連携での対応